

○瀬戸市基本構想審議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、瀬戸市基本構想審議会規則（平成26年瀬戸市規則第30号）第8条の規定に基づき瀬戸市基本構想審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることにより、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）の趣旨に従い瀬戸市基本構想審議会の活動を市民に説明する責務を全うするとともに、審議会における調査審議の円滑を保つことを目的とする。

(傍聴の手続き)

第2条 何人も、会長に申し出ることにより、会議を傍聴することができる。

- 2 前項の申し出は、書面により行うものとし、当該書面には傍聴を希望する者の氏名及び住所を記入しなければならない。
- 3 第1項の申し出は、所定の場所において、会議の開会予定時刻の1時間前から会議の開会予定時刻の15分前までの間に行わなければならない。
- 4 傍聴を希望する者の数が定員を上回る場合は、抽選により傍聴者を決する。
- 5 会長は、会議の開会後において、傍聴者の数が定員に満たない場合又は満たなくなった場合は、定員に達するまで傍聴者を追加することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴者の定員は、12人とする。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、申し出のあった報道関係者及び瀬戸市議会の議員の傍聴を認めることができる。

(傍聴者となることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、会議の進行を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、傍聴者となることができない。また、傍聴者のうち、これらに該当すると認められるものに対しては、会長は、その者の退場を命じることができる。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話その他の無線機器の電源を切ることのほか、会議の進行の為に必要な会長の指示に従うこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴者がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、会長は、その者に対して必要な措置を講ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令に従わないときは、会長は、その者に対して会議場から退場することを命ずることができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の会議の傍聴に関し必要な事項は会長が審議会に諮り、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年2月2日から施行する。